

調整区域農地転用提出書類(4条、5条)

受付期間：毎月1～10日(10日が休日等で閉庁日の場合はその前の開庁日)

※毎月10日までに、申請書類すべてが整った状態で申請してください。申請書類に不備や不足等がある場合は、申請を受理できないことがありますので、農業委員会事務局との事前調整をお願いします。

許可までの標準期間：約2ヶ月(許可までの期間は不備事項がない場合の目安)

	提出書類	部数	発行機関	備考
1	申請書	3	農業委員会	3部とも原本
2	委任状	2		代理申請の場合
3	選定理由書	2		転用する理由を詳細に記載 ※申請書の記載では不足する場合
4	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	2	法務局	証明日が3ヶ月以内で、過去3年以上の経過を確認できるもの 原本 ※住所地等が異なる場合は、住民票、戸籍謄本を添付
5	案内図(A3サイズ)	2	都市計画建築課 (計画関係)(2階)	1/2500都市計画図に申請地を色で記入
6	公図の写し	2	法務局または 税務課(1階)	申請地を色で記入、 周辺の地目を記入
7	利用計画図・配置図	2		建物・駐車場の位置、污水放流先・雨水処理、周辺被害防除対策(例：ブロック3段積み等)を記入
8	建物各階立面図・ 平面図	2		1/100・1/300 建築面積、建蔽率を記入
9	隣地承諾書	2	農業委員会	隣接地が農地の場合(もらえない場合は理由書で対応)
10	転用意見書	2	各土地改良区	入鹿、愛知用水等の土地改良区内の受益地の場合(原本1部)
11	誓約書	2	農業委員会	転用計画の誓約書
12	始末書	2		地主・使用者 ※別途、地元農業委員へ経過を説明してください。
13	農用地利用計画変更内示書 の写し	2	産業課	従前が農用地の場合(農振除外を行った土地の場合)
14	事業計画書	2	農業委員会	事業用の場合
15	取引証明書	2		新規に営業用店舗を出店する場合
16	免許等の写し	2		免許を必要とする業を営む場合(美容院、医院、薬局等)
17	法人登記事項証明書	2	法務局	申請者が法人の場合
18	定款の写(原本証明)	2		※申請者が法人でない場合は、会議録、規約、管理規定、確定
19	決算報告書(直近) (原本証明)	2		申告書(写)、営業証明書(または住民票)等を添付
20	同意書	2	権利設定者	土地所有者以外の者が権利設定して耕作している場合
21	収用証明書	2		収用法に該当する場合
22	農地基本台帳等	2	農業委員会	農家住宅、農業用倉庫等の場合
23	資力を証明する書類	2		通帳の写し、残高証明書、融資担当者の確認印等
24	その他 ※別途指示	2		例：現在の土地利用図、本件後の利用図、跡地利用計画 返却する土地の誓約書、売却決定書、管理人証明書等

※申請書は、原本を3部。その他の提出書類は原本を1部、写しを1部。

※他法令(都市計画法、特定都市河川法(新川流域)、自然公園法など)手続きの申請が必要です。

※転用許可書の交付前に転用行為があった場合は、許可取消、原状回復となる場合があります。